

## 令和3年第2回見附市教育委員会定例会議事録

○招集日時 令和3年3月24日(水) 14時00分

○招集場所 見附市役所 4階 401会議室

○会議に付した議件

議第14号 専決処分について(教職員人事の内申について)

議第15号 専決処分について(職員人事の内申について)

議第16号 見附市文化財保護審議会委員の委嘱について

議第17号 学校薬剤師の委嘱及び解職について

議第18号 見附市スポーツ推進委員の委嘱について

議第19号 公民館長の任命について

議第20号 おめでとう新1年生特別給付金給付事業実施要領の制定について

議第21号 こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の一部を改正する要領の  
制定について

議第22号 見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定につ  
いて

議第23号 見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定に  
ついて

議第24号 見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定につ  
いて

議第25号 見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する  
要綱の制定について

○出席者(5名)

教 育 長 長谷川浩司

|   |   |           |
|---|---|-----------|
| 委 | 員 | 小 林 弘 武   |
| 委 | 員 | 武 田 一 夫   |
| 委 | 員 | 小 倉 美 砂 子 |
| 委 | 員 | 齋 藤 義 章   |

## ○事務局出席者

|             |         |
|-------------|---------|
| 教育部長兼教育総務課長 | 森 澤 亜 士 |
| 学校教育課長      | 糀 谷 正 夫 |
| こども課長       | 伴 内 正 美 |
| まちづくり課長     | 大 野 務   |
| 教育総務課長補佐    | 湊 屋 一 樹 |
| 学校教育課長補佐    | 菫 澤 毅 夫 |
| こども課長補佐     | 高 藤 英 紀 |
| 教育総務課係長     | 岩 崎 濟   |

## 14時00分開会

## 教 育 長

只今より、令和3年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を始めます。

現在の出席者は、5人全員であります。

## 教 育 長

日程第1 議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により小林委員を指名いたします。

## 教 育 長

日程第2 報告事項、報告1「3月市議会定例会一般質問について」を、教育部長より説明願います。

## 教育部長兼教育総務課長

報告事項1「3月市議会定例会一般質問について」を説明いたします。

今回の一般質問の通告では、教育委員会関連で馬場議員、樺沢議員、渡辺議員、大坪議員の4名から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、馬場議員からは、「名木野小学校の長寿命化改良に向けて令和3年度の事業内容とその後のスケジュールについて」の質問がありました。見附市の学校施設長寿命化計画は本年2月に完成し、計画に基づき、令和3年度は施設の損耗状況を調べる「耐力度調査」を実施することを説明いたしました。また、令和4年度に基本設計、令和5年度には実施設計に着手し、令和6年度に着工、令和7年度に工事完了をめざすことも答弁いたしました。

次に、樺沢議員からは、「デジタル教科書の普及や各学校での活用時期について」の質問がありました。学習指導要領の改訂に合わせて、現在、「教師用のデジタル指導書」の導入を想定しており、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年

度からの導入を予定していること、また、現在、文科省の「学習者用のデジタル教科書の実証事業」に応募しており、事業採択を待っている段階であることも説明いたしました。

次に、渡辺議員から、「GIGAスクール構想の経過について」、数点に渡り質問がありました。まず、「インターネット接続環境を問う」質問に対しては、当初の予定どおり校内通信環境の整備工事を今年度中に完了する見込みであること、また、一斉接続による通信遅延の可能性については、経費やセキュリティにも配慮して情報担当部門と検討していくことを答弁いたしました。

次に、「各校の教職員や教育委員会へのサポート・研修の状況について」の質問には、4月からの運用にむけて各校で「推進委員」となる教職員を選定し、取り組みの状況や課題についての情報共有を進めていること、また、学校における環境整備の初期対応や操作支援を行う受託業者である「GIGAスクールサポーター」によって、1月から2月上旬にかけて各校を訪問し、端末の環境設定や操作研修を実施していることを答弁しました。さらに教職員から出された要望や課題については、3月中旬に再度研修機会を設定することで対応することも説明しました。この他にも、日常的な教員のICT活用支援を受託している業者である（ICT支援員）が、各校を巡回指導できる体制を整備したこと、更には各校の教職員からアンケートを取り、把握した多岐にわたる心配事についても（ICT支援員）が研修会や巡回サポートを実施する予定であることを説明しました。

最後に、大坪議員から「見附小学校の学校図書購入事業基金の運用について」数点にわたり質問がありました。まず、「基金原資の寄付者の意図と、基金の一部を活用できない根拠について」の質問に対して、寄付者である小宮昇次氏が母校である見附小学校の子ども達に本を読んでもらい、世に役立つ子どもになって欲しいとの願いから基金立ち上げの原資として1千万円を寄付しており、昭和60年8月の

臨時市議会で基金条例が制定されていることを説明しました。基金の運用益は、条例の規定どおりに見附小学校の学校図書購入費に充当しており、基金の一部を処分して見附小学校図書館の充実に活用できないとは解釈していないことを答弁いたしました。

最後に、「基金運用の使途について」の質問には、備品購入や修繕が必要になった際に学校の要望を聞き、その都度予算計上していること、また、低金利時代になったとはいえ、現在も運用益を生み続けている本基金の役割が終わったとは考えていないこと、何らかの節目を迎えるまでは現在の形で運用するのが良いと考えていることを答弁いたしました。

以上でございます。

教 育 長

ただ今の報告に対しまして、質問はございませんか。

小 林 委 員

説明のあった見附小学校の図書購入基金は、現在残高はいかほどですか。

教育部長兼教育総務課長

1,000万円の原資はそのまま残っており金利を生んでいます。その運用益のみを購入資金として使用してまいりました。しかし、バブル期の高金利時代は年間数十万円の金利を生んでいましたが、今では年千円程度となっております、トータルでは700万円ほどの運用益を得ている状況です。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、報告事項1の質疑を終了とし、次に移ります。

報告事項、報告2「令和2年度高等学校進学状況（令和3年3月卒業生）について」並びに報告3「令和3年度新採用・転入教職員面識会の開催について」を学校教育課長より説明願います。

#### 学校教育課長

令和2年度高等学校等進学状況について報告させていただきます。

別紙をご覧ください。中学校卒業生289名中、現在286名の進学が決定しました。進学先の詳細につきましては資料を参照願います。なお、本日現在3名の生徒が未定ですが、1名は、3月21日に新潟翠江高校を受験し、郵送される結果を待っているところです。他の2名は進学を希望せず、本人の意思を尊重し、しばらく様子を見る状況です。別紙資料は本委員会終了後に回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、令和3年度見附市新採用・転入教職員面識会についてであります。昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴って実施できませんでしたが、今年度は、今のところ実施する予定で考えております。4月13日（火）午後2時30分より見附市文化ホールアルカディアの小ホールにて開催する予定です。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を深め、転入職員と市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただけますようお願い申し上げます。

以上であります。

#### 教 育 長

ただ今の報告に対しまして、質問はございませんか。

#### 齋 藤 委 員

新採用・転入職員面識会ですが、所要2時間、コロナ禍にあつて例年通りの実施

になるのですね。個人的には簡単な自己紹介にとどめ、早めに解散するような形をとるのが好ましいと思っていますが。

学校教育課長

案内上は例年通りの形をお示ししてはおりますが、委員がご指摘のとおり、コロナが完全に収束している状況ではございませんので、それぞれの発表内容、学校紹介等の部分を短縮して、なるべく長い会とならないように配慮した開催形式にさせていただきますたいと考えております。

教 育 長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、以上で報告事項の質疑を終了といたします。

それでは、日程の第3に移ります。

「議第14号専決処分について(教職員人事の内申について)」並びに「議第15号専決処分について(教職員人事の内申について)」の2案を一括して議題といたします。本2案については、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項但し書に規定する人事に関する事件に該当いたしますので、本議案の審査は非公開としたいと考えますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案の審査は非公開とすることとし、審査を進めることといたします。事務局は議事録の調整につき、対応をお願いします。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

ここで非公開とした議第14号及び議第15号の審議を終了したので、これより公開審議となります。事務局は会議録の調製をお願いします。

教 育 長

次に、「議第16号見附市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

6ページをお願いします。議第16号見附市文化財保護審議会委員の委嘱について説明いたします。文化財保護審議会は2年任期で5名の委員を委嘱しておりましたが、任期満了の委嘱替えに際して、委員1名から退任の申し入れがありました。新たに古文書・郷土史を専門とする川崎英郎さんを委員として委嘱するものでございます。任期は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの任期とするものでございます。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

齋 藤 委 員

不勉強で分からないのでお伺いしたいのですが、文化財保護審議会において、昨年度はどういった審議が行われたのか、また、当該審議会が抱える当面の課題等があるようでしたら、そのあたりをお聞かせ願えますか。



## 教育部長兼教育総務課長

昨年度は4件の新たな市の文化財指定をおこないました。1つは耳取の田井種、その他は市内にあります3つの古文書について指定させていただいております。主にそういった文化財の調査あるいは指定文化財に指定すべきものであるかどうかの審議が任務となっております。

皆様ご承知のように、2か年にわたって耳取遺跡の計画を策定してまいりました。この過程におけるディスカッション、用地買収や各種事務のフォローアップが必要であったことにより、例年は、年3回程度は開催してきたところ、ここ2年間は1回ずつの開催となっております。

審議会が抱える早急な解決を要する課題は、特にはないと考えておりますが、審議会に限らず、文化財保護の観点から事務局体制や収蔵庫等の維持管理環境が整っていないことが課題と言えると考えます。

## 教 育 長

他にいかがでしょうか。

(各委員から「ありません」の声あり)

## 教 育 長

無いようですので、以上で質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

## 教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

## 教 育 長

次に、「議第17号学校薬剤師の委嘱及び解職についてを議題といたします。学校

教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

7ページをご覧ください。議第17号学校薬剤師の委嘱及び解職について説明いたします。上北谷小学校で学校薬剤師を委嘱しておりました内山拓郎（うちやまたくろう）さん、見附中学校、西中学校で学校薬剤師を委嘱しておりました庭先宗平（にわさき そうへい）さんより、職を辞したい旨の申し出がありました。それに伴い長岡市薬剤師会から後任者として適任な者の推薦がありました。

つきましては、内山拓郎（うちやまたくろう）さん、庭先宗平（にわさき そうへい）さんを令和3年3月31日付けで解職し、後任として、上北谷小学校の学校薬剤師として岡地史夏（おかじ ふみか）さん、見附中学校の学校薬剤師として内山拓郎（うちやまたくろう）さんを、西中学校の学校薬剤師として桐原清敏（きはら きよとし）さんを令和3年4月1日付けで委嘱するものでございます。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第18号見附市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

8ページをご覧ください。議第18号見附市スポーツ推進委員の委嘱について説明いたします。

現在委嘱しております同委員がこの3月31日をもって任期満了となることから、「見附市スポーツ推進委員に関する規則第3条」の規定により、現委員15名のうち12名を再任するものです。なお、任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間とするものです。

この度、一身上の都合により現委員15名のうち3名が退任されることとなり、12名を再度委嘱することといたしました。まちづくり課としましては、スポーツを振興する推進委員の役割を考慮し、これまでどおりの委員規模が維持できるよう努めてまいりました。しかし、現時点で適任者が見つけれなかったため、今後も適任者の発掘を引き続き行って、見つかった時点で追加の委嘱をお願いしたいと考えております。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結といたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第19号公民館長の任命について」を議題といたします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

9ページをご覧ください。議第19号公民館長の任命について説明いたします。

現上北谷公民館長の笹井勲（ささい いさお）さんから、一身上の都合により辞職願が提出されたため、見附市公民館条例第3条の規定により、新たに小林英明（こばやし ひであき）さんを公民館長に任命するものです。なお、令和3年4月1日から上北谷公民館長として就任するものです。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

（各委員から「ありません」の声あり）

教 育 長

無いようですので、質疑を終結といたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（各委員から「異議なし」の声あり）

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第20号おめでとう新1年生特別給付金給付事業実施要領の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第20号「おめでとう新1年生特別給付金給付事業実施要領の制定について」  
をご説明いたします。

制定の理由でございますが、コロナ禍の中、令和3年度に新1年生となる小中学生を持つ世帯に1万円を給付し、入学で必要となる学用品等の購入を支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るために制定するものでございます。なお、この事業にかかる予算につきましては、前回の定例教育委員会において、専決処分の承認をいただいたものであります。

それでは、条文について説明します。第1条につきましては、要領についての趣旨、第2条は補助金の給付金の内容、対象児童、支給対象者について、第3条は特別給付金の支給について、対象児童1人につき1万円とすること等を定めております。第4条から11条までは、給付金の支給に関する方式等や申請に関する取扱い等を定め、第12条は不当利得の返還について、第13条は受給権の譲渡又は担保の禁止についてを定め、第14条でその他として、この要領の実施のために必要な事項は、市長が別に定めるとしたものであります。

附則におきまして、この要領は、令和3年2月19日から施行するものでございます。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結といたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

## 教 育 長

次に、「議第21号こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

## こども課長

19ページをお願いします。議第21号「こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の一部を改正する要領の制定について」をご説明いたします。

改正の理由でございますが、見附市では、令和2年度に新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急経済対策の一つである特別定額給付金の基準日後（令和2年4月28日以降）に生まれ、給付対象とならなかった子どもに対し、市の独自施策として、特別定額給付金と同額の10万円を給付しておりますが、今後についてもコロナの影響が及ぶことが予想されるため、引き続き、令和3年度に生まれる子どもを対象に継続して給付金を給付し、子どもの誕生をお祝いするとともに、コロナの影響下での子育て世帯の経済的負担の軽減を図るものであります。給付金の金額につきましては、5万円とし、要領の改正をするものであります。

条文について説明いたします。第1条は、この要領の趣旨であります。「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策の一つである特別定額給付金の基準日後（令和2年4月28日以降）に生まれ、給付対象とならない子どもに対し、子育て支援を目的とした」を「子どもの誕生をお祝いするとともに、新型コロナウイルス感染症による影響下での子育てを応援するため、予算の範囲内において」に改めるものでございます。第2条は、給付対象児についてですが、「令和2年4月28日」を「令和3年4月2日」に改め、「令和3年4月1日」を「令和4年4月1日」に改めることにより、令和3年度生まれを給付対象児として規定するものであります。

第4条は、給付金の額についてですが、「10万円」を「5万円」に改め、令和3年度の給付額を5万円とするものでございます。

附則としまして、この要領は、令和3年4月1日から施行するものとし、経過措置として、改正後の要領の規定は、令和3年4月2日以降に出生した者について適用し、同日前に出生した者については、なお、従前の例によるものであります。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結といたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第22号見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

23ページをお願いします。議第22号「見附市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」をご説明いたします。

改正の理由と改正内容でございますが、この事業は、保護者の疾病や仕事などにより児童の養育が一時的に困難となった場合や育児不安や育児疲れなどの身体的、

精神的負担の軽減が必要になった場合に施設や里親などで一時的に子どもをお預かりする事業であります。実施施設への送迎は保護者が行うものでありますが、今回の改正により、特別な事情がある場合は、実施施設において送迎対応ができるようにし、別表に実施施設への移動や通学時等の付添いの項目と事業単価を設けることとし、それに伴い、文言整理を含め別表及び別記様式を改正するものであります。実施施設が送迎を担い、居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いをするにより、児童が通常の生活を維持できるようにするものです。

附則といたしまして、この要綱は、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結といたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第23号見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

28ページをお願いします。議第23号「見附市妊産婦医療費助成事業実施要綱



の一部を改正する要綱の制定について」をご説明いたします。

改正の理由でございますが、現在、助成額は、保険内医療費の自己負担額から一部負担金を控除した額に2分の1を乗じた額としていますが、これを、保険内医療費の自己負担額から一部負担金を控除した額とし、妊産婦の経済的負担の軽減を図るものであります。

条文について説明いたします。第8条第1項中の「に2分の1を乗じて得た額」を削り、それに伴うもの並びに文言整理を行い別記様式第1号から第4号までを改めるものでございます。

附則におきまして、この要綱は、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結といたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第24号見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

35ページをお願いします。議第24号「見附市一時保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」をご説明いたします。

改正の理由と改正内容でございますが、見附市一時保育事業補助金の対象事業は、子ども・子育て支援事業の「一時預かり事業」に定める事業であります。一時預かり事業には、保育園等に通っていないお子さんをお預かりする「一般型」と園に在籍するお子さんを普段の教育時間の前後や、春休み、夏休みといった長期休暇時にお預かりする「幼稚園型」があるため、どちらの型にも対応できるように条文を改正するとともに別記様式を整理し改めるものであります。

附則におきまして、この要綱は、令和3年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、「議第25号見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

37ページをお願いします。議第25号「見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」をご説明いたします。

改正の理由と改正内容でございますが、「見附市不妊に悩む方への特定治療支援事業」は、県が行う「新潟県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱」により県が行う助成の上乗せ事業であります。県事業の対象者がこれまでは、「法律上の婚姻をしている夫婦」でありましたが、対象が拡大になり「事実婚も対象」となりましたので、それに伴い、市事業の対象者も同様に拡大するものであります。

附則におきまして、この要綱は、公布の日から施行し、令和3年1月1日以後に終了した特定不妊治療について適用するものでございます。以上でございます。

教 育 長

ただ今の説明に対しまして、質問はございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

無いようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

教 育 長

以上で、本日提出された議題の審議を全て終了しました。

これもちまして、令和3年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

14時44分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び議事録署名委員ここに署名する。

教 育 長 長谷川 若司

議事録署名委員 小林 弘武